

令和 5 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

逗 子 市 監 査 委 員

# 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	着眼点	2
	(1) 使用者について	
	(2) 使用料の金額及び使用料の減免について	
	(3) 光熱水費等の負担について	
4	監査の方法	2
第2	監査の期間	2
第3	監査対象	2
第4	監査対象部局	2
第5	調査の結果	3
1	設置を担当する所管課	3
2	設置状況等	3
	(1) 設置台数	3
	(2) 設置場所	4
	(3) 使用者、用途等	5
	(4) 使用料減免	5
	(5) 光熱水費等負担	5
	(6) 使用料の合計金額	6
3	監査結果	6
	(1) 使用者について	6
	(2) 使用料の金額及び使用料の減免について	6
	(3) 光熱水費等の負担について	6
第6	提案事項	7
参考1	自動販売機の設置に係る関係法令等	9
参考2	自動販売機設置状況一覧表	別紙

# 令和5年度行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項による監査を逗子市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

公有財産の有効活用（自動販売機）について

### 2 監査の目的

平成18年の地方自治法（以下「法」という。）の改正によって、原則普通財産のみとされていた貸付けの範囲が行政財産まで拡大され、長期的かつ安定的な活用が可能となった。その後、平成19年度に大阪府が自動販売機設置の公募を行い、使用料収入を約56倍に伸ばしたことを契機として多くの自治体はその動きに追随することとなった。大阪府の例は、従前の行政財産の目的外使用許可をベースに使用料条例の改正により価格競争を可能とする方式であり、原則期間は単年度となる。一方、改正後の法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産の一部を貸付ける方式は、借家借地法の適用を受ける等のデメリットはあるものの、複数年の期間での契約によるもので、価格競争の面で有利な条件を引き出しやすく、後発の自治体はこちらに切り替える取組みが進んでいる。本市では、このような明確な目的を持った有効活用の方策をとっておらず、自動販売機に関しては、少ない使用料で単年度の目的外使用許可によってのみ設置させている。因みに本市の唯一の貸付事例である市庁舎駐車場施設設置場所貸付け（令和元年契約）では、後者の方式によって行われている。

このことを踏まえ、経済性、効率性、有効性の観点から自動販売機設置における目的外使用許可事務の実態について調査し、本市ではほとんど実例のない貸付制度について、公有財産の有効活用の視点からその可能性を検証し、自動販売機の設置を行政財産目的外使用許可から貸付け方式に移行することにより、市全体としての収益を増加させることやその他の可能性についても考え方を示す。

### 3 着眼点

- (1) 利用者について
- (2) 使用料の金額及び使用料の減免について
- (3) 光熱水費等の負担について

### 4 監査の方法

- (1) 自動販売機の設置状況等を把握するため書面調査を行う。
- (2) 書面調査の結果を踏まえ、関係職員に対する事情聴取を行うこともある。

## 第2 監査の期間

令和5年11月8日（水）から令和6年1月12日（金）

## 第3 監査対象

令和5年10月末現在で自動販売機の設置を用途として貸付け・使用許可をしている公有財産

## 第4 監査対象部局

貸付け・使用許可の管理に携わるすべての関連所管部署

## 第5 調査の結果

自動販売機の設置について、令和5年11月8日付で調査依頼をした結果は次のとおりである。

なお、監査対象部局から提出された調査票や関係書類について、調査及び検証を行った。書類だけでは分からない事項については、所管課に対して聞き取り調査を行った。

### 1 設置を担当する所管課 13課

管財契約課、市民協働課、文化スポーツ課、経済観光課、社会福祉課 高齢介護課、国保健康課、緑政課、環境クリーンセンター、下水道課、消防総務課、子育て支援課、療育教育総合センター

### 2 設置状況等

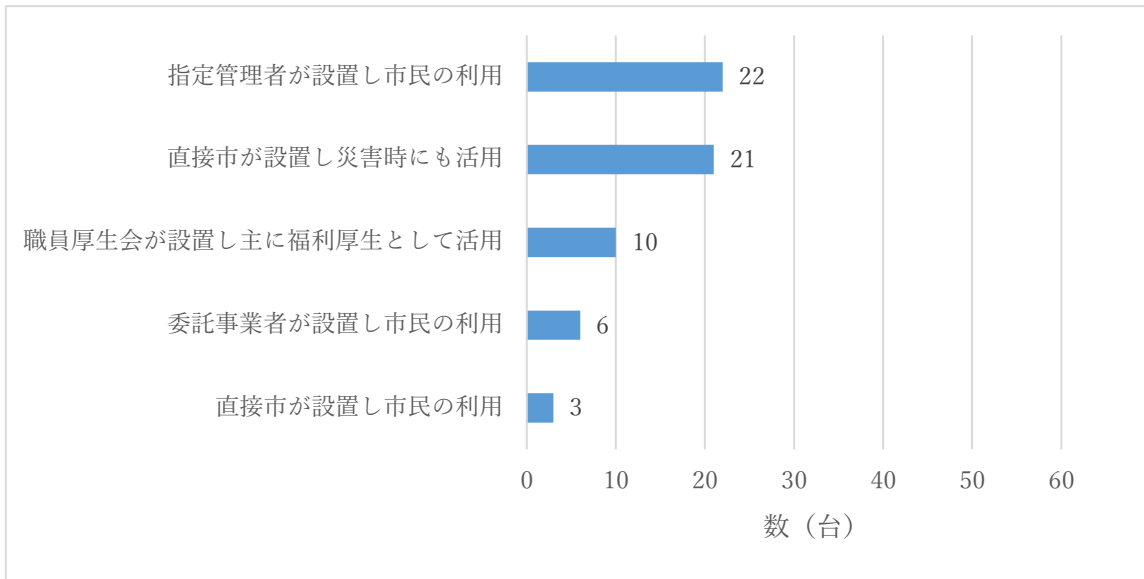
#### (1) 設置台数 62台

部かい名	課かい名	数(台)
総務部	管財契約課	3
市民協働部	市民協働課	19
	文化スポーツ課	9
	経済観光課	1
福祉部	社会福祉課	1
	高齢介護課	2
	国保健康課	2
環境都市部	緑政課	6
	環境クリーンセンター	2
	下水道課	2
消防	消防総務課	11
教育部	子育て支援課	3
	療育教育総合センター	1
合計		62

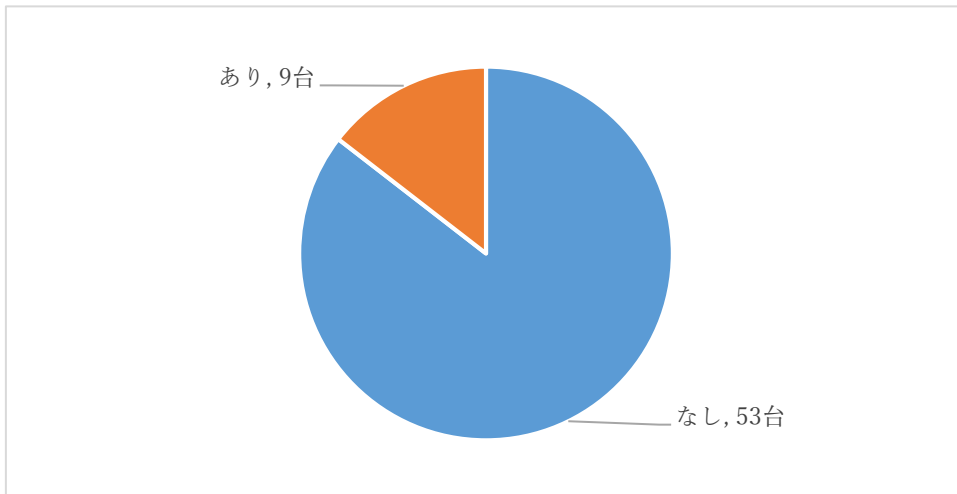
## (2) 設置場所 33か所

所管課かい名	施設名等
管財契約課	逗子市庁舎
市民協働課	逗子桜山コンフォートガーデン自治会館
	東逗子会館
	沼間小学校区コミュニティセンター
	小坪小学校区コミュニティセンター
	亀が岡自治会館
	山の根親交會館
	グリーンヒル自治会館
	市民交流センター
	新宿会館
	小坪大谷戸会館
	久木会館
	ハイランド自治会館
文化スポーツ課	逗子市立体育館
	逗子文化プラザホール
	第一運動公園プール
	小坪飯島公園プール
経済観光課	逗子市漁業振興センター協
社会福祉課	福社会館
高齢介護課	高齢者センター
国保健康課	逗葉地域医療センター
緑政課	披露山公園レストランハウス
	第一運動公園
環境クリーンセンター	環境クリーンセンター
下水道課	浄水管理センター
消防総務課	消防本部・消防署
	小坪分署
	北分署
	沼間会館
	消防団第2分団詰所
	池子会館
子育て支援課	逗子市体験学習施設
療育教育総合センター	逗子市療育教育総合センター

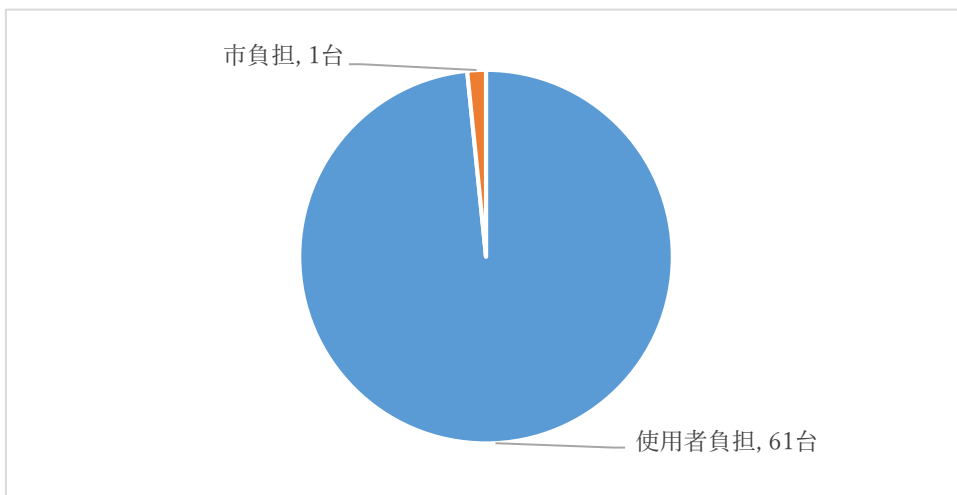
(3) 使用者、用途等



(4) 使用料減免



(5) 光熱水費等負担



(6) 使用料の合計金額

844,069円（令和4年度収入実績）

3 監査結果

設置台数62台のうち、設置用途で最も多い目的が、指定管理者が設置し市民の利用目的であるもの22台（35.5%）、2番目に多いのが、直接市が設置し災害時にも活用可能なもの21台（33.9%）、3番目に多いのは職員厚生会が設置し、主に市職員の福利厚生として活用しているものが10台（16.1%）となっている。「第1監査の概要3着眼点」への各々の監査結果は、次のとおりである。

(1) 利用者について

自動販売機を設置することによって、来庁者、施設利用者等の利便性の向上を図るもの、災害時における飲料水の確保を図るもの及び職員の福利厚生を図るものであることから適切であると判断する。

(2) 使用料の金額及び使用料の減免について

使用料の金額については適正に算定されている。なお、減免については5件が対象となっており、うち4件が10割減免、1件が5割減免であった。減免基準に基づきおおむね適正であると判断するが、公園施設管理許可などは約10年前の許可であり、次期許可行為の際は改めて協議し減免の判断をされるようお願いしたい。また、その他の減免を実施している所管においても適用に当たっては、適正で公平な取り扱いがなされるよう前例を踏襲することなく、基準となる条文等に照らし合わせ判断されるようお願いしたい。

(3) 光熱水費等の負担について

小坪漁港協同組合への設置許可に対する電気使用料についてのみ市が負担しているが、市が負担する妥当性の問題や当該以外の負担者は使用者負担であることから他の状況との均衡を踏まえ、使用者負担としての検討をされたい。



## 第6 提案事項

自動販売機は、飲料水等の物品を提供することで利用者の利便性の向上を図ることを目的とし設置されている。設置に関しては、これまで行政財産の目的外使用許可による設置形態のみであった経緯がある。行政財産は、本来行政目的を達成するために必要な財産であり、その性質上「積極的な活用」という観点から利用が行われてきたものではないが、自治体を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中で、行政財産としての用途や目的を損なわない範囲において積極的な活用を検討する必要性は今後益々高まるものと思われる。

また、神奈川県を含む県内の各自治体の状況を見ると、行政財産(市(県)有財産含む。)の貸付けを実施している自治体は令和5年12月時点で20自治体中16自治体であり、逗子市を含む貸付け未実施の自治体は4自治体であった。

貸付け未実施の自治体においては、当該自治体の行政監査において「今後の新規貸付や既存の目的外使用の貸付移行に向けた貸付に係るガイドラインの作成などの取組を検討されたい。」と指導されている例も見受けられた。

このような各自治体の動向を考慮すれば、本市においても安定財源の確保と公有財産の有効活用の観点から、ガイドラインの作成とともに行政財産においても貸付け方式に移行し、競争入札等の手法により最も効果的な方法で収益を上げるべきであると考えます。

なお、導入に当たっては、災害時における無料給水の提供やWi-Fi機能が付加された機種を導入した事例も散見されることから、本市においても同様の付加機能が付いた機種の導入を積極的に検討されることが望ましいと考える。

自動販売機の設置が貴重な財源になり得ることを認識し、収入の確保と公有財産の有効活用を推進するために、こうした新しい取組みを全庁的なものにしていくことを期待する。



## 参考 1

### 自動販売機の設置に係る関係法令等

#### 1 行政財産の目的外使用の許可

##### (1) 地方自治法

###### 第238条の4第7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

##### (2) 市公有財産規則

###### (管財契約課長への協議)

第5条 主管の長は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ管財契約課長に協議しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 行政財産の目的外使用を許可しようとする場合

(4)～(5) (略)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可は、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合

(2) その他市長が特に必要又はやむを得ないと認める場合

##### (3) 市行政財産の目的外使用料条例

###### (使用料)

第2条 使用料は、年額とし、次の各号に定めるところによる。ただし、使用期間が1年未満のとき、又は1年未満の端数があるときの使用料は、月割又は日割により算定した額とする。

(1) 土地(従物を含む。)については、当該土地の使用部分に係る評価額の100分の4とする。

(2) 建物(従物を含む。)については、当該建物の使用部分に係る評価額の100分の10に、当該使用部分に係る建物敷地の評価額の100分の4を加えた額とする。

(3) 土地及び建物以外のものについては、市長が定める額とする。

2 前項第1号及び第2号の場合で、当該使用に係る土地が市有地以外のときの土地使用料年額は、市が土地所有者に対して支払うべき地代相当額に基づいて算定した額とする。

#### (4) 行政財産の貸付け

##### 第238条の4第2項

行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

1～3 (略)

4 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

5～6 (略)

#### (5) 普通財産の貸付け

##### ア 地方自治法

##### 第238条第4項

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

##### 法第238条の5第1項

普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

##### イ 市公有財産規則

(貸付けの申請)

第24条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、競争入札の方法による場合その他市長が必要がないと認める場合を除き、申請書を市長に提出しなければならない。

(貸付料)

第27条 普通財産の貸付料は、市長が適正な時価により定めた額とする。ただし、市長は、これにより難いと認める場合は、別に定めることができる。

自動販売機設置状況一覧表

所管課	種別 (土・建)	名称	住所	数量	使用者		使用料		光熱水費等負担
					名前	用途等	年間金額(円)	減免	
管財契約課	建物	逗子市役所市庁舎	逗子5-2-16	3	逗子市職員厚生会	厚生会	¥61,371	無	使用者負担
市民協働課	建物	小坪小学校区 コミュニティセンター	小坪5丁目21-17	1	株式会社伊藤園	災害対応	¥15,810	無	使用者負担
	土地	逗子桜山コンフォートガーデン 自治会館	桜山5丁目40-1	1	株式会社伊藤園	災害対応	¥3,596	無	使用者負担
	土地	東逗子会館	沼間2丁目1-1	1	株式会社伊藤園	災害対応	¥3,388	無	使用者負担
	建物	沼間小学校区 コミュニティセンター	沼間3丁目16-32	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥13,318	無	使用者負担
	建物	小坪小学校区 コミュニティセンター	小坪5丁目21-17	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥15,810	無	使用者負担
	土地	亀が岡自治会館	小坪1丁目30-1	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥3,752	無	使用者負担
	土地	山の根親交會館	山の根3丁目13-15	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥3,816	無	使用者負担
	土地	グリーンヒル自治会館	沼間5丁目17-1	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥3,265	無	使用者負担
	土地	東逗子会館	沼間2丁目1-1	1	アサヒ飲料販売㈱	災害対応	¥3,388	無	使用者負担
	建物	市民交流センター	逗子4丁目2-11	2	㈱パブリックサービス	指定管理者	¥83,510	無	使用者負担
	建物	市民交流センター	逗子4丁目2-11	3	㈱パブリックサービス	指定管理者	¥127,985	無	使用者負担
	土地	新宿会館	新宿2丁目2-24	1	新宿地区市民活動 推進協議会	指定管理者	¥0	有	使用者負担
	建物	新宿会館	新宿2丁目2-24	1	新宿地区市民活動 推進協議会	指定管理者	¥27,932	無	使用者負担
	土地	小坪大谷戸会館	新宿4丁目15-26	1	小坪大谷戸会館 運営協議会	指定管理者	¥3,500	無	使用者負担
	建物	久木会館	久木2丁目1-1	1	久木小学校区 住民自治協議会	指定管理者	¥5,628	無	使用者負担
	土地	ハイランド自治会館	久木8丁目1397-321	1	逗子ハイランド自治会	指定管理者	¥3,567	無	使用者負担
	文化スポーツ課	建物	逗子市立体育館	池子1-11-1	4	(公財)逗子市スポーツ協 会	指定管理者	¥101,952	無
建物		逗子文化プラザホール	逗子4-2-10	2	逗子文化プラザ パートナーズ	指定管理者	¥82,296	無	使用者負担
土地		第一運動公園プール	池子1-275-1	2	(公財)逗子市スポーツ協 会	指定管理者	¥2,007	無	使用者負担
土地		小坪飯島公園プール	小坪5-24-9	1	(公財)逗子市スポーツ協 会	指定管理者	¥1,252	無	使用者負担
経済観光課	土地	逗子市漁業振興センター脇	小坪5丁目431番地1	1	小坪漁業協同組合	委託者	¥2,536	無	市負担
社会福祉課	土地	福祉会館	桜山5-32-1	1	逗子市社会福祉協議会	災害対応	¥3,448	無	使用者負担
高齢介護課	建物	高齢者センター	池子4-1012	1	ズシッブ連合会事務局	委託者	¥0	有	使用者負担
	建物	高齢者センター	池子4-1012	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥9,063	無	使用者負担
国保健康課	建物	逗葉地域医療センター	池子字棧敷戸1892-6	1	逗葉地域医療センター	指定管理者	¥0	有	使用者負担
	土地	逗葉地域医療センター	池子字棧敷戸1892-6	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥33,757	無	使用者負担
緑政課	建物	披露山公園レストランハウス	新宿5-4-1	4	(株)パブリックサー ビス	委託者	¥0	有	使用者負担
	建物	第一運動公園	池子1-11	2	公益財団法人逗子市ス ポーツ協会	指定管理者	¥1,200	有	使用者負担
環境クリーンセンター	建物	環境クリーンセンター	池子4-956	2	逗子市職員厚生会	厚生会	¥1,890	無	使用者負担
下水道課	土地	浄水管理センター	桜山9-2448-4	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥3,964	無	使用者負担
	建物	浄水管理センター	桜山9-2448-4	1	逗子市職員厚生会	厚生会	¥6,317	無	使用者負担
消防総務課	建物	消防本部・消防署	桜山2-3-31	2	逗子市職員厚生会	厚生会	¥70,841	無	使用者負担
	建物	小坪分署	小坪5-21-4	1	逗子市職員厚生会	厚生会	¥20,411	無	使用者負担
	建物	北分署	池子1-1-1	1	逗子市職員厚生会	厚生会	¥11,464	無	使用者負担
	建物	消防本部・消防署	桜山2-3-31	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥35,420	無	使用者負担
	土地	北分署	池子1-1-1	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥4,424	無	使用者負担
	土地	沼間会館	沼間1-3-8	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥5,152	無	使用者負担
	土地	消防団第2分団詰所	桜山8-3-24	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥2,116	無	使用者負担
	土地	小坪分署	小坪5-21-4	1	㈱伊藤園	災害対応	¥5,488	無	使用者負担
	土地	池子会館	池子2-10-10	1	㈱伊藤園	災害対応	¥4,488	無	使用者負担
	土地	小坪分署	小坪5-21-4	1	アサヒ飲料販売㈱	災害対応	¥5,488	無	使用者負担
子育て支援課 (青少年育成係)	土地	逗子市体験学習施設	逗子市池子1-11-2	1	ダイドードリンコ㈱	市	¥3,932	無	使用者負担
	土地	逗子市体験学習施設	逗子市池子1-11-2	1	セブンシティーアイス	市	¥1,804	無	使用者負担
	建物	逗子市体験学習施設	逗子市池子1-11-2	1	ダイドードリンコ㈱	市	¥40,155	無	使用者負担
療育教育総合センター	土地	逗子市療育教育総合センター	逗子市桜山5-20-29	1	ダイドードリンコ㈱	災害対応	¥3,568	無	使用者負担